

○恵庭市行政改革推進委員会条例

平成14年6月20日

条例第14号

(設置)

第1条 社会情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、恵庭市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査又は審議し、市長に意見を具申する。

- (1) 行政改革大綱及び実施計画に関すること。
- (2) 行政改革実施計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか行政改革に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市政について優れた識見を有する者
- (2) 公募に応じた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところ

ろによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この条例施行後初めて委嘱する委員の任期は、平成15年2月18日までとする。